

藤沢市公共施設における 木材の利用の促進に関する方針

(案)

藤 沢 市

藤沢市公共施設における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、同法第8条第1項の規定に基づき神奈川県が定めた「公共施設の木造・木質化等に関する指針」(平成17年4月1日策定。以下「県指針」という。)に即して、市内の公共施設の整備において木材の利用の促進を図るため、法第9条第2項に掲げる事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この方針で使用する用語の定義は、次に定めるもののほか、法及び法に基づく命令並びに法第7条に基づく基本方針及び県指針の例による。

- (1) 建築 新築，増築又は改築をいう。
- (2) 木造化 建築物又は工作物の柱，はり，けた，小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (3) 木質化 建築物又は工作物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (4) 県内産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。
- (5) 地域材 輸送過程で排出される二酸化炭素量及び木材生産量を考慮し，近隣都県（関東甲信越地方に属する都県及び静岡県をいう。）で生産された木材をいう。
- (6) 品質認証材 かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たし，認証された県内産木材をいう。

(市内の公共施設における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市内の公共施設における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 木材利用を促進すべき公共施設
 - ア 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物であって，広く市民一般の利用に供される次のような施設

種別	具体例
学校	幼稚園，小学校，中学校等
社会福祉施設	児童福祉施設，老人福祉施設，保育所等
保健・衛生施設	病院，診療所，保健所等
運動施設	体育館，水泳場等
社会教育施設	図書館，美術館，公民館等
都市・住宅施設	都市公園，公営住宅等
行政施設	庁舎等
公共施設である工作物	公共土木工事，森林整備工事等における工作物
その他市が整備する建築物	

イ 国又は地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物であって広く市民に利用され，市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる次のような施設

種別	具体例
学校	幼稚園，小学校，中学校，高等学校等
社会福祉施設	児童福祉施設，老人福祉施設，保育所等
保健・衛生施設	病院，診療所等
運動施設	体育館，水泳場等
社会教育施設	図書館，美術館等
公共施設である工作物	ベンチ，外構施設等
その他	公共交通機関の旅客施設，高速道路の休憩所等

(2) 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性

ア 公共施設の整備に当たっては，可能な限り木材を使用した方法を採用し，県内産木材を使用するよう努めるものとする。

イ 公共施設において使用される備品（机，いす，書棚等）及び消耗品（文房具等）について，木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。

(3) 木造化を促進すべき公共建築物の範囲

公共施設である建築物（以下「公共建築物」という。）のうち木造化を促進すべきものの範囲は，建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物とする。

(市が整備する公共施設における木材利用の目標)

第4 市が整備する公共施設における木材利用の目標は次のとおりとする。

(1) 公共建築物

ア 施設の木造化の推進

第3(3)の範囲に該当する公共建築物については、次に掲げるものを除き、木造化に努めるものとする。ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物にあっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の進展や木造化に係るイニシャルコスト及びランニングコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

(ア) 建築基準法その他の法令、施設の設置基準等により木造化が適当でないと認められる建築物

(イ) 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる建築物

(ウ) その他建築物の木造化が困難と認められる建築物

イ 施設の木質化の推進

公共建築物については、次により木質化を推進する。

(ア) 床、腰壁等の内装や外装における可能な限りの木質化

(イ) 家具、調度品等における木製品の購入

(2) 公共施設である工作物

公共施設である工作物においては、関連法令、施設の設置基準、施設の用途、耐久性、保安、維持管理等を考慮し、木材利用に努めるものとする。

(3) 木質バイオマス等の推進

公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入を検討するものとする。

(4) 公共施設において利用する木材

市が行う公共施設の整備において使用する木材は県内産木材を原則とし、この場合においては、品質認証材の導入に努めるものとする。県内産木材の使用が困難な場合は地域材の使用に努め、県内産木材及び地域材の使用が困難な場合は国産材の使用に努めるものとする。ただし、そのいずれもの使用が困難な場合は、それ以外の木材の使用もやむを得ないものとする。

(木材利用のPR及び普及の推進)

第5 市は公共建築物の木造化、木質化の実施にあたり、木材利用のPR及び普及に努めるものとする。

(コスト縮減への留意)

第6 この方針の運用に当たっては、施設の整備費及び備品等の購入費についても、耐用期間、維持管理費にとどまらず解体、廃棄なども含めたコスト縮減に留意するものとする。

(適用)

第7 この方針は、平成31年 月 日から適用する。